

菰 政 第 5 2 4 号

令和7年3月26日

地区長 各位

菰崎市長 内藤 久夫

(公印省略)

高齢者タクシー利用助成事業のご案内チラシの回覧について（お願い）

平素から市政並びに公共交通事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、高齢者等の移動手段確保策として、該当地域に居住する70歳以上の方を対象に令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間で高齢者タクシー利用助成事業を実施いたします。

つきましては、高齢者タクシー利用助成事業に関するご案内を作成いたしましたので、事業周知のため組回覧をしていただけますようお願いいたします。

問合せ先

菰崎市 財務政策課 政策調整担当

連絡先：45-9223

高齢者タクシー利用助成について

高齢者タクシー利用助成事業は、公共交通が通っていない地域にお住まいの70歳以上の方を対象に、タクシー料金の一部を助成する事業です。

~~ご利用される方へ（登録申請方法）~~

利用登録申請書は、市役所3階財務政策課政策調整担当の窓口にあります。
申請される方は、ご来庁いただき申請書に必要事項をご記入のうえ、ご提出をお願いいたします。

【事業の概要】

《対象期間》 令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日

《利用可能な時間帯》 午前7時00分 ~ 午後10時00分

利用回数

1世帯あたり年間

48回

※1世帯あたり48枚綴りのタクシー利用券を交付します。
※1ヶ月当たり4枚

自己
負担額

片道

700円

※運賃が「市の助成限度額+自己負担額（700円）」を超えた場合は、超えた金額分は自己負担となります。

対象者

年齢

70歳以上

※令和7年度途中で70歳の誕生日を迎える方は、誕生日の月の初めから助成の対象となります。

対象地区

地区名

富士見ヶ丘・上ノ山 地区

藤井町 **坂井** 地区

穴山町 **石水・伊藤窪・次第窪・重久** 地区

円野町 **宇波円井** 地区

穂坂町 **日之城・三之蔵・上今井・長久保・原** 地区

利用可能な
タクシー事業者

■ 甲斐タクシー

☎ 0551-22-0255

■ 韮崎タクシー

☎ 0551-22-2235

■ YKタクシー韮崎営業所

☎ 0551-22-2435

問合せ先

韮崎市 財務政策課 政策調整担当 ☎ 45-9223

利用者登録からご利用いただくまでの流れ

①申請書提出 ②利用券へ記入 ③タクシー会社へ電話 ④タクシー券利用

※『利用券』は申請書の審査後に郵送いたします。

各地域から茱崎駅周辺まで片道700円でタクシーが利用できます。

地区名	助成限度額①	700円で利用可能なタクシー運賃② (自己負担額700円+助成限度額①)
日之城	1,900円	2,600円
三之蔵	2,300円	3,000円
上今井	2,500円	3,200円
長久保	2,300円	3,000円
原	1,600円	2,300円
富士見ヶ丘	600円	1,300円
上ノ山	800円	1,500円
坂井	1,200円	1,900円
石水	2,200円	2,900円
伊藤窪	2,300円	3,000円
次第窪	2,100円	2,800円
重久	2,800円	3,500円
宇波円井	3,500円	4,200円

※上記②のタクシー運賃を超えた場合は、超えた金額分も自己負担になります。

※助成限度額は、各地区の公民館～駅前周辺のタクシー料金を基に設定しております。